

## 第23期佐世保市農業委員会第16回総会議事録

1 開催日時 平成30年9月27日(木) 13時30分から14時20分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(18名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 8番	小川 徳衛	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 9番	井手 源一郎	委員 18番	内野 正実
委員 10番	辻 茂樹	委員 19番	大宅 和子

4 欠席農業委員

7番 川口 勇二

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員(なし)

7 農業委員会事務局職員

事務局 局長 堤 正英

事務局 次長 中里 忠義

事務局係長 天羽 孝太郎  
事務局係長 太田 慎也  
事務局主査 博多屋 孝昭  
事務局主査 小村 貴光  
事務局主任主事 牟田 雄介  
事務局主任主事 谷崎 愛

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第154号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第155号議案 農地改良届について  
第156号議案 非農地証明願について  
第157号議案 非農地通知の取消について  
第158号議案 非農地通知について  
第159号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第160号議案 農用地利用集積計画(案)について  
第161号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について  
第162号議案 農用地利用配分計画(案)について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地法第5条第1項第6号の規定による買受適格証明願について  
報告5 農地転用許可不要案件の受理について  
報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について  
報告7 農地利用集積・配分計画解約通知について  
報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第16回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

会長 皆さま、改めまして、こんにちは。  
本日は、第16回の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
本日は、総会後にいくつか委員の皆様をお願い事がございます。本総会が、円滑に進行されるよう、何卒よろしく願い申し上げます  
簡単ではありますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

副会長 それでは、②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は7番、川口勇二委員から欠席の届出がありましたが、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます、それでは、③議事録署名人については、16番赤木行秀委員、17番は私で松永信義、補充として18番内野正実委員にお願いいたします。

それでは早速、2の議事に入らせていただきます。

議長 それでは議事に入ります。第154号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。第154号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明します。

案件のご説明の前に、1件取り下げがございますので、ご報告いたします。

3番の早岐地区の案件が、本日の総会前までに都市計画法の住宅建築許可申請の受付が整わなかったため、取り下げとなっております。この案件につきましては、来月の総会において審議を予定されています。それでは、議案の中身に入ります。

1番、江上地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、指方町。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は400㎡です。転用目的は住宅用地。権利は、使用貸借権設定です。施設は、住宅1棟木造二階建、延床面積133.73㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、10ha未満の小集団農地第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは鳥越公民館より南に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、建物高を加減、7.95m。排水計画、雨水は溜樹及び自然流下、污水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図、建物平面図・立面図、融資予定証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、添付が済んでおります。都市計画法関係は分家住宅です。

2番、早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、崎岡町の2筆。地目は、登記田、現況荒地。面積は、2筆合計872㎡です。転用目的は、事業用敷地。権利は、所有権移転の売買です。施設は、事務所兼工場1棟木造平屋建、建築面積135.81㎡。倉庫1棟木造平屋建、建築面積39.89㎡。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは崎岡自治公民館より南に約600mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみを行う。日照通風、建物高を加減3.7m。排水計画、雨水は溜樹。污水はくみ取り。生活雑排水は、溜樹から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。一般事業計画書、駐車場利用計画書添付。収容保障証明書、預貯金残高証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、こちら添付が

済んでおります。都市計画法関係は、収用対象事業の施行に伴う建築物として許可要件が整っております。

4番、日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、大塔町の3筆。地目は、登記畑、現況荒地です。面積は、3筆合計の376㎡です。転用目的は建売住宅。権利は、所有権移転の売買です。施設は、建売住宅5棟、延床面積539.9㎡です。併用地があり、敷地全体面積は1,304.68㎡です。耕作者はなし。農地区分は、農振外で10ha未満の小集団農地で第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、大塔自治会館より北に約600mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高2m。日照通風、建物高を加減8m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図、建物平面図、立面図添付。一般事業計画書添付。預貯金残高証明書添付。法人登記簿、定款、宅地建物取引業免許証添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、こちらも添付が済んでおります。都市計画法関係は、連たん区域です。

5番、日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、日宇町の4筆。地目は、登記田、現況休耕地。面積は、4筆合計262.91㎡。転用目的は貸駐車場。権利は、所有権移転の売買です。施設は、露天駐車場4台。内訳としては、普通自動車3台、4tトラック1台です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で、10ha未満小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは、日宇中学校より西に約140mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.5m。日照通風、付近に農地はなく、被害が生じる恐れなし。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。一般事業計画書、駐車場利用計画書添付。預貯金残高証明書添付。宅地造成等規制法許可申請書受付書添付予定となっておりますが、こちらも添付されております。不動産賃貸契約書写添付。都市計画法関係は許可不要で、宅地造成等規制法の許可の要件として、駐車場の造成です。

以上4件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2 番 2番の川上です。9月24日に、北村委員と現地確認を行いました。借受人と貸渡人は、親子関係です。これは、5月の総会の中で、農用地区域からの除外に関する意見照会がなされた案件でして、周辺農地に対する被害の恐れもなく問題ありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、地区担当推進委員から、何かご意見ありますか。

北村委員 江上地区の北村です。今、川上委員が言われたとおりで、特に問題ございません。

議 長 ありがとうございます。それでは、次に、2番、早岐地区。

5 番 5番、八並です。この案件につきましては、9月24日に久野委員と確認をいたしました。こ

こちらの案件も、5月総会で農用地区域からの除外に係る審議を行った件です。早岐川の拡幅工事に伴う収用のため、新たにこちらの農地を事業用地として利用する計画です。農用地区域からの除外を踏まえた内容ですので、特段の問題はないものと考えております。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当推進委員から何かご意見はありませんか。

久野委員 早岐地区の久野です。今、八並委員が言われたとおりでして、何ら問題ございません。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、4番、5番、日宇地区。

6 番 6番、浦です。4番の案件につきましては、9月23日に磯本委員と一緒に確認を行いました。周辺に農地はあるのですが、当該農地との間に道路があるため、そちらの農地に支障が及ぶことはないと思われます。

それから、5番の案件につきましても、23日に磯本委員と現地確認を行いました。周辺には農地が全くなく、特に問題はないものと判断しております。以上です。

議 長 ありがとうございます。地区担当推進委員から、何かご意見がございますか。

磯本委員 日宇地区の磯本です。今、浦委員が説明されたとおりで、何ら問題ないと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、以上の案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

1 5 番 15番、西尾です。2番の案件につきまして、質問です。事務所兼工場ということなのですが、排水計画を見ますと、汚水はくみ取り、生活雑排水は道路側溝ということになっています。通常の住宅等の案件では、合併浄化槽が設置されるケースが多いと思いますが、この案件についても、合併浄化槽の設置を求めることはできないでしょうか。

議 長 事務局の回答を求めます。

事務局 はい、事務局です。まず、この事業者の業種としましては、何か汚水が発生するようなものではなく、基本的には縫製を行う工場が建設される予定です。その汚水のくみ取りのところは、従業員の皆さんのお手洗いのものです。生活雑排水というものについては、手を洗ったりといった類のものになります。しかし、西尾委員のご指摘のとおり排水の点については、特に心配されるところでもありますので、都市計画法の所管課の建築指導課等に確認しながら、事業者に対して必要な措置を求めることといたします。

議 長 西尾委員、今の回答でよろしいでしょうか。

1 5 番 15番、西尾です。こちらの地区には、下水道設置の計画はないのでしょうか？もし、その計画があつて、そのために合併浄化槽を設置しないというのであれば、特に問題ないように思うのですが。

議 長 事務局の回答を求めます。

事 務 局 はい、事務局です。今、早岐地区の久野委員からお話を聞いたのですが、こちらの地区においては、下水道敷設の計画はないとのことですよ。

議 長 西尾委員、今の件につきまして、何かありますか。

1 5 番 可能な限り、合併浄化槽の設置等適切な排水計画となるよう働きかけをお願いいたします。

議 長 何か、他にご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、第154号議案について許可相当として県に進達いたします。

次に、第155号議案「農地改良届について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第155号議案「農地改良届について」、ご説明いたします。

1番、相浦・九十九地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、新田町の1筆。地目は、登記田現況休耕地。農地面積は268㎡で、施工面積も同じです。農地改良を必要とする理由としては、深田で水田として利用できないため、嵩上げし畑として活用する。参考事項としまして、こちらは、相浦中学校より北東に約200mの位置にあります。作付計画は、露地野菜。作付予定日は、平成31年1月10日。工事期間は、平成30年10月1日から平成30年12月30日。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は下本山町及び現地となっています。土の種類は、山土、現地表土。埋立ての高さは、平均0.8mとなっております。土の量は214㎡で、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振外です。

2番、吉井地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、吉井町板樋の2筆。地目は、登記田、現況休耕地。農地面積は、2筆合計879㎡で、施工面積も同一です。農地改良を必要とする理由としては、広域農道建設により、ため池からの取水ができなくなったため、嵩上げ

して畑として活用する。参考事項としまして、こちらは、板樋公民館より南東に約200mの位置にあります。作付計画は、露地野菜。作付予定日は、平成31年9月20日。工事期間は、平成30年9月30日から平成31年9月10日。施工業者は記載のとおりで、土の採取場所は、北松浦郡佐々町及び現地です。土の種類は、山土、現地表土。埋立ての高さは、平均2mで、添付書類等は、記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上2件です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果をご報告願います。1番、相浦・九十九地区。

1 2 番 12番、富川です。24日に伊賀崎委員と現地を確認して来ました。水田としての利用が難しく畑として有効利用するとのことですので、特に問題ないと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。地区担当推進委員から、何かご意見ありますか。

伊賀崎委員 相浦・九十九地区の伊賀崎です。今、富川委員が説明されたとおりでして、問題ありません。

議 長 ありがとうございます。続きまして、2番、吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。24日に近藤委員と一緒に確認してまいりました。こちらは、これまで休耕状態であった農地を嵩上げして、耕作を再開するというものです。周辺の農地への影響はなく、何ら問題ないと思われます。

近藤委員 吉井地区の近藤です。当該農地は、中山間地域等直接支払制度の協定農用地になっており、耕作まではなされておりましたが、毎年、耕起まで行われておりました。今後は、畑として耕作していくということですので、問題ありません。

議 長 ありがとうございます。それでは、この2件の案件につきまして、他にご質問等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第155号議案の農地改良届を受理することといたします。次に、第156号議案『非農地証明願について』、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第156号議案『非農地証明願について』、ご説明いたします。

1番宮地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は南風崎町、地目は登記田、現況道路、面積24㎡、願出の理由、昭和25年頃に市道から宅地へ接続する道路として転用した。現在も市道から宅地への接続道路として利用されている。参考事項としまして、こちらは南風崎郵便局から北東の方向、約250mの位置にあります。農振内白地で事由の②-1に該当します。

2番早岐地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は上原町、地目は登記畑、現況境内地、面積132㎡、願出の理由、明治13年頃に寺が建立され、現在も寺の敷地となっている。参考事項としまして、こちらは上原町公民館から東側の方向、約400mの位置にあります。農振内白地で事由の②-1に該当します。

3番世知原地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は世知原町開作、地目は登記畑、現況雑種地、面積245㎡、願出の理由、昭和26年月日不詳に、自宅への進入路兼資材置場として転用した。現在も、進入路兼資材置場として利用している。参考事項としまして、こちらは開作公民館から北側の方向、約600mの位置にあります。農振内白地で事由の②-1に該当します。

以上3件です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番 宮地区。

3 番 3番、阿波です。こちらは、9月23日に私と坂口委員、願出人の3名で現地を確認しました。以前から、この土地については、議案記載の利用者進入道路として機能しており、特に問題ありません。

議 長 ありがとうございます。地区担当推進委員から、何かご意見ありませんか。

坂口委員 宮地区の坂口です。ただいま、阿波委員が言われたとおりでして、何ら問題ないと思われま

議 長 ありがとうございます。続きまして、2番、早岐地区。

5 番 5番、八並でございます。24日に久野委員と当寺院の住職とともに現地確認を実施しました。明治13年という大昔のことですが、檀家の方が寄付された土地のようです。現況としては、寺院の敷地になっており、特に問題ないと思われま

議 長 ありがとうございます。地区担当の推進委員から、何かご意見はございませんか。

久野委員 早岐地区の久野です。今、会長が言われたとおりで、特に問題ないと思いま

議 長 ありがとうございます。続きまして、3番、世知原地区。

1 4 番 14番、田中です。26日、岩佐委員と現地を確認しました。議案記載のとおり、自宅への進入路の形状となっております。地区長からの確認書により、昭和20年代から現在の用途とな



いたことが明らかですので、特に問題はありません。

議 長 ありがとうございます。地区担当推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐委員 世知原地区の岩佐です。今、田中委員が言われたとおりです。以上です。

議 長 はい、これらの3件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。この案件に対して、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第156号議案について非農地証明書を交付することといたします。

次に、第157号議案「非農地通知の取消について」、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第157号議案「非農地通知の取消について」、説明いたします。

平成29年6月27日開催の第37回農業委員会総会において「非農地」と判断した土地について、申出により現地再調査を行った結果土地位置等の確認に誤りがあったことが判明し、「農地」に該当すると判断したため、非農地通知を取り消すものです。土地の所在は「世知原地区」の1筆で、地目、面積等は記載のとおりです。

現地再調査日は、平成30年9月10日です。現況につきましては、耕作中でした。取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者の方に送ることになります。

以上です。ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長 それでは、地区担当の農業委員から、何かご意見はありますか。

1 4 番 14番、田中です。昨日、岩佐委員と現地を確認してまいりました。現地は、立派に水稻が作付されておりまして、おそらく、過去の利用状況調査の際に、隣接の荒廃農地を当該農地として誤って判断していたものと思われます。以上です。

議 長 推進委員から何かありますか。

岩佐委員 世知原地区の岩佐です。田中委員、ご説明のとおりです。以上です。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第157号議案に係る非農地通知を取り消すことといたします。次に、第158号議案「非農地通知について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第158号議案「非農地通知について」、ご説明します。

今回の非農地通知案件は、合計で183筆、面積91,053.3㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。

本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第158号議案について、非農地通知を発出することといたします。

次に、第159号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第159号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

1番三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。

申請地木原町4筆、登記地目は田、現況、田。面積は合計5,997㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。

申請地吉井町大渡1筆、登記地目は畑、現況、休耕地。面積は93㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたすものと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、三川内地区。

4 番 4番、長谷川です。23日に中里委員とともに、譲受人の自宅及び現地に伺ってお話を聞きました。譲受人と譲渡人は、親子関係でございます。父親が高齢であるため、息子に農地を贈与したいということで1年半ほど前から段階的に手続きをなさっています。今回は、残りの半分の贈与の案件でございますので、何も問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。地区担当推進委員から、何かご意見はございますか。

中里委員 三川内地区の中里です。今、長谷川委員が言われたとおりです。問題ありません。

議 長 ありがとうございました。続きまして、2番、吉井地区。

1 3 番 13番、水口です。24日に、近藤委員と現地を確認してきました。現地は、長い間耕作されておりませんでしたが、今回、譲受人が耕作を再開されるとのことで、非常に喜ばしいことと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。地区担当推進委員から、何かご意見はありませんか。

近藤委員 吉井地区の近藤です。水口委員から説明があったとおりです。以上です。

議 長 ありがとうございます。質問がある方はいらっしゃいますか。

久野委員 早岐地区の久野です。この吉井地区の案件は、反当りの取引対価が高額となっておりますが、農地の条件が非常に良いのですか。

議 長 事務局の回答を求めます。

事 務 局 はい、事務局です。取引の対価については、相対取引ですので、譲受人、譲渡人で納得されたものです。特に申し上げることはありません。

議 長 今回の回答でよろしいでしょうか。

久野委員 はい、ありがとうございます。

議 長 それでは、他にご質問はございませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 それでは、159号議案の2件につきまして、許可することといたします。

次に、第160号議案「農用地利用集積計画(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第160号議案「農用地利用集積計画(案)について」、ご説明いたします。

利用権の設定は、柚木地区1件、皆瀬地区1件、江迎地区1件で、合計3件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、何かご質問はありませんか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第160号議案の利用権はすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第161号議案「農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 第161号議案「農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について」、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、江上地区1件、宮地区1件、柚木地区4件、皆瀬地区3件の計9件申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、それでは何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第161号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第162号議案「農用地利用配分計画(案)について」、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 第162号議案「農用地利用配分計画(案)について」、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、江上地区1件、宮地区1件、柚木地区3件、皆瀬地区3件の計8件計画されています。

こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第161号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、それでは、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。それでは、第162号議案についてはすべて承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、報告事項に移ります。報告1「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。

佐世保地区1件、相浦・九十九地区1件、宇久地区1件、江迎地区1件について、相続及び時効による農地の権利取得にかかる届出を受理しています。

以上、報告いたします。

議 長 報告2「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告2「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について」、ご説明いたします。平成30年9月12日付局長専決事項として相浦・九十九地区1件、9月19日付局長専決事項として日宇地区1件、佐世保地区1件、大野地区1件の計4件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告3「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告3「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について」、ご説明いたします。平成30年8月22日付局長専決事項として皆瀬地区1件、平成30年9月12日付局長専決事項として日宇地区2件、相浦・九十九地区3件、平成30年9月19日付局長専決事項として早岐地区1件の計7件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告4「農地法第5条第1項第6号の規定による買受適格証明願について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告4「農地法第5条第1項第6号の規定による買受適格証明願について」、ご説明いたします。

買受適格証明とは、競売によって農地を落札、買受手続きをした後に所有権移転ができなくなることを防ぐため、入札時に所有権移転の資格があることを証明するものです。

内容については農地法第5条届出に準じて審査しています。

なお、競売後の落札者による農地法第5条届出は、証明時点と内容等が変わらなければ、届出があったその日または数日以内に局長専決で受理します。

買受適格証明願については、競売に係る情報になりますので、守秘義務の徹底をお願いします。

今回の買受適格証明願については、裁判所の不動産の競売によるもので、早岐地区で証明しております。

以上、報告いたします。

議 長 報告5「農地転用許可不要案件の受理について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告5「農地転用許可不要案件の受理について」、ご説明いたします。  
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、早岐地区1件受理しております。以上です。

議 長 報告6「裁判所及び法務局への農地現況回答について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告6「裁判所及び法務局への農地現況回答について」、ご説明いたします。  
登記地目変更申請に伴い、早岐地区1件、相浦・九十九地区1件の計2件法務局より照会があったため、地区農業委員、推進委員の皆様との現地調査を行い、いずれも現況非農地として回答しております。以上報告いたします。

議 長 報告7「農用地利用集積・配分計画解約通知について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告7「農用地利用集積・配分計画解約通知について」、ご説明いたします。

農用地利用配分計画について、宮地区1件、相浦・九十九地区2件で、合計3件の解約通知を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告8「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告8「農地法第18条第6項の規定による通知について」、ご説明いたします。  
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、早岐地区1件、受理しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件が終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 【営農型太陽光発電実証施設に係る一時転用許可の経過報告について】

【全国農業新聞の普及推進について】

【10月のブロック会議の開催について】

議 長 それでは、以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、長時間にわたり慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第16回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。